

沖縄県私立小学校給食費物価高騰対策支援事業補助金交付要綱

令和8年2月17日制定

（通則）

第1条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、学校給食費に係る保護者の負担軽減を行う学校法人に対して、予算の範囲内において、沖縄県私立小学校給食費物価高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。（以下「交付規則」という。））に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

（目的）

第2条 この補助金は、沖縄県が、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する、県内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校（以下、「私立小学校」という。）における物価高騰による学校給食費における保護者の負担軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 補助金の交付対象となる事業をいう。
- (2) 補助対象経費 補助金の交付対象となる経費をいう。
- (3) 学校給食費 私立小学校においてその児童生徒に対する給食（以下「学校給食」という。）の実施に要する経費をいう。
- (4) 児童生徒 私立小学校に在籍している者をいう。

（補助の交付対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、県内に私立小学校を設置する学校法人とする。

（補助事業）

第5条 補助事業は、保護者が負担する学校給食費を軽減する事業とする。

（補助対象経費及び補助率）

第6条 補助対象経費及び補助率は別表に掲げるところによる。ただし、補助金の額は、保護者が負担する学校給食費を軽減する額を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象経費から除く。

- (1) 学校給食費が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した市町村の補助金の対象となる場合
- (2) 児童生徒に学校給食の全部を提供しない場合

（補助対象期間）

第7条 給食提供日数については、私立小学校において学校給食の提供を実施した日から、その日が属する年度末までに学校給食提供を委託した業者等に支払いする分に係

る日数とする。

（補助金の交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする学校法人は、知事が定める期日までに、補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に事業計画書（第2号様式）ほか必要な書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第9条 知事は、前条に規定する交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認める場合は補助金の交付を決定し、学校法人に通知する。

2 知事は、前項に規定する決定に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第10条 学校法人は、前条の規定による交付決定の内容又はこれに付した条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請を取り下げることができる。

（事情変更による決定の取消し）

第11条 知事は、この補助金の交付を決定した後に、天災地変その他事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（補助金の請求）

第12条 学校法人は、補助金の交付の決定に基づき、補助金の一部について、概算払を受けようとする場合は、概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

2 学校法人は、第19条の規定による補助金の額の確定に基づき、その支払いを受けようとする場合は、精算払請求書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第13条 学校法人は、交付決定後、補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ補助金変更交付申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付決定額の20%以内又は50万円以内の減額の場合は、この限りではない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 知事は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、その内容を学校法人に通知する。

（補助事業の中止等に係る承認）

第14条 学校法人は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに補助金中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の完了時期）

第15条 学校法人は、第9条の規定による交付決定を受けた補助事業を各年度の学年末休業期間の前日までに完了しなければならない。

（事故報告）

第16条 学校法人は、補助事業が各年度の学年末休業期間の前日までに完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等について書面により知事に報告しなければならない。

（状況報告）

第17条 学校法人は、第9条の規定による交付決定を受けた補助事業に重大な影響を与える事情が生じたときは、その状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、学校法人に対し、補助事業の状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

第18条 学校法人は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は当該年度の3月23日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（第7号様式。以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第19条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告の内容が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、学校法人に通知する。

（交付決定の取消し）

第20条 知事は、学校法人が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り或其他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件其他法令若しくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、前条の規定により補助金の額を確定した後においても適用する。

3 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、速やかに学校法人に通知する。

（補助金の返還等）

第21条 知事は、第11条又は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 知事が第18条の規定による補助金の額を確定した場合において、学校法人は、確定した額を超えて補助金が交付されているときは、当該超過額を知事が指定する期日まで

に返還しなければならない。

（加算金及び延滞金）

第22条 知事が第20条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、前条第1項の規定により補助金の返還を命じたときは、学校法人は、その命令に係る補助金の受領日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

2 知事が補助金の返還を命じた場合において、学校法人は、定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（補助事業の経理等）

第23条 学校法人は、補助事業に要する経費について、その収支の状況を明らかにした帳簿を整備しておくとともに、補助事業の完了した日又は廃止の承認があった日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

（その他）

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。